

市税等を一時に納付することができない方のために 地方税における猶予制度について

徴収猶予

次の①～⑥のいずれかに該当し、納付すべき市税等を一時に納付することができないときは、申請により、原則として1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。
ただし、⑥に該当する場合には、納期限までに申請する必要があります。

- ① 震災、風水害、火災等の災害を受けたとき、または盗難にあったとき
- ② 本人や特別徴収義務者または生計を一にする親族が、病気にかかったり負傷したとき
- ③ 本人や特別徴収義務者が、事業を廃止または休止したとき
- ④ 本人や特別徴収義務者が、事業で著しい損失を受けたとき
- ⑤ ①～④に類する事実があったとき
- ⑥ 法定納期限から1年を経過した後に、納付すべき税額が確定したとき

換価の猶予

次の①～③の**全て**に該当し、納付すべき市税等を一時に納付することができないときは、申請により、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。
ただし、猶予を受けようとする市税等の納期限から6か月以内に申請する必要があります。

- ① 市税等を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 猶予を受けようとする市税等以外に、既に滞納となっている市税等がないこと

猶予制度については、申請前に、一度下記までお問い合わせください。

問い合わせ先：東久留米市役所 市民部 納税課納税係 電話：042-470-7730（直通）